



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和 5 年 3 月 29 日

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5  
岩波書店一ツ橋ビル 13F  
(株)文化財保存計画協会気付  
一般社団法人日本イコモス国内委員会  
委員長 岡田保良



### 神宮外苑地区再開発計画の見直しを求める声明

明治神宮外苑は、国民多数の奉仕と献木によって創り出され、そして国民が育んできた日本近代を代表する公共空間であり、かつその優れて美的な公園景観は私たちが世界に誇る文化的な財産です。その外苑の再開発計画が東京都によって認可され、事業者の手によって、いままさに開始されました。

わたしたち日本イコモス国内委員会は、一昨年来、この計画の内容がしだいに明らかになる経過とともに、現地調査を何度も繰り返し、本再開発事業が、良好なまちづくりを装いながら、銀杏並木をはじめ、これまで多くの方々の努力で守られてきた樹林豊かな外苑の空間を大きく損なうものであるとの確証を得るに至りました。それは環境影響評価にあたった事業者による報告と相いれるものではありません。にもかかわらず、東京都はその報告を受け入れ、貴重な公園面積を削減する都市計画決定や、環境影響評価審議の満了を待たずに事業を認可するといった、都民国民の意向を無視する手続きを進めています。

こうした経過を私たち日本イコモスは見過ごすわけにはまいりません。令和 3 年末に「都市計画案」に対する意見を取りまとめて都に提出して以降、様々な見地から、別紙のとおり、東京都の整備局と環境局、ならびに事業者の方々に対して、幾度となく足を運んで提言や要請を重ねてまいりました。その間には、都の環境局から、事業者の方々と私たちとの対話を促していただく局面もありましたが、残念ながら事業者がこれに応えることはなく、東京都においても、その後は何ら対応していただく機会を得ることはありませんでした。外苑再開発事業は当初計画に何ら変更を加えることなく着工されたのです。

私たちにとって公共空間としてかけがえのない明治神宮外苑が、今、この先に深刻な禍根を残す可能性がきわめて大きい危機的な局面にあることは明白です。都市計画事業とはいったいだれのためにあるのでしょうか。日本イコモスは、東京都及び事業者各位に対し、近隣都民の方々の声はもちろん、神宮外苑を大事にされる方々の声、そして世界各国の皆さまから寄せられる声を広く受け止め、この再開発計画を一日も早く、かつ全面的に見直す方向に転換されることを、限りなくつよく求めるものであります。

以上。



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

### (別紙) 明治神宮外苑再開発計画に関する日本イコモス発出文書一覧

(いずれも、日本イコモス国内委員会ホームページより検索できます)

- ・2023年3月7日 秩父宮ラグビー場の移転により生じる歩行者通行の安全性に関する検証と廃止される区道沿いの樹木伐採の保留に関する要請
- ・2023年3月7日 秩父宮ラグビー場の移転により破壊される「神宮外苑霞ヶ丘門」の保全に関する要請書
- ・2023年2月20日 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」評価書に関して日本イコモス国内委員会が指摘した「虚偽の報告」に係わる事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請
- ・2023年1月29日 <緊急要請> 条例91条第1項第5号にもとづく要請書
- ・2023年1月23日 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による 持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遗产の破壊に対する東京都環境影響評価審議会における再審の要請
- ・2022年12月25日 <緊急要請> 「公示」(東京都環境影響評価条例第五十九条第1項) による、「実施制限の解除」(条例第六十一条) を行わないでください。
- ・2022年12月24日 <緊急要請> 神宮外苑いちょう並木の直近に計画されている(2022年12月～2023年3月) 根系調査に係わる「細根の切断、環状剥皮施術の見直し」と永続的保全に向けた抜本的な調査・検討に関するお願い
- ・2022年12月16日 緊急調査報告「神宮外苑いちょう並木」
- ・2022年10月3日 近代日本の公共空間を代表する文化的資産である 神宮外苑の保全・継承についての提言 — 「社会的共通資本である都市の緑地」の保全に向けて—
- ・2022年4月26日 「樹木の伐採を回避し「近代日本の名作・神宮外苑」を再生する提案」
- ・2022年2月7日 「国民の献費と献木、奉仕により創り出された優れた文化的資産である神宮外苑の未来への継承についての提言」
- ・2022年2月1日 「神宮外苑地区地区計画により伐採もしくは移植が計画されている樹木」
- ・2021年12月28日 「神宮外苑地区に係わる都市計画案」に関する意見書

以上。



**ICOMOS Japan**  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: [jpicomos@japan-icomos.org](mailto:jpicomos@japan-icomos.org)

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本イコモス国内委員会 事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13F

文化財保存計画協会気付

Tel/Fax. 03-3261-5303 E-mail. [jpicomos@japan-icomos.org](mailto:jpicomos@japan-icomos.org)